

使用済み自動車（ELV）リサイクルシステム E U指令

法律	ELVに関するE U指令 (Directive 2000/53 of the European Parliament and of the Council of 18 September 2000 on end-of life vehicles) (2000年10月21日発効)
対象製品	車両、ELVならびにそれらの構成部品と材料及び補修・交換部品
リサイクルシステム	ELVに関するE U指令は、1990年欧州理事会決議により、使用済み自動車についてECレベルで処理すべき廃棄物であることを確認後、1997年欧州委員会として原案を取りまとめ、2000年7月欧州理事会決定。同9月欧州議会決定を受け、2000年10月21日官報に掲載されると同時に発効された。 < E U指令下の使用済み自動車リサイクルシステム・フロー > 最終所有者より公認処理施設へELV引渡し（無償回収） 解体業者による適正な解体処理の実施、解体証明書の発行（費用負担は原則的に製造業者） 解体処理施設は公認であること（許可取得または登録制度） 解体証明書の提出を条件とする抹消登録手続 最終所有者 ← 販売 → 製造業者・輸入業者 (公認業者への確実な引渡) (処理費用の全額、又は相当費用負担) 解体業者 (公認処理施設) 解体証明書発行 ELV 無償回収 登録抹消手続 (解体証明書の提出が条件) 自動車登録管理官庁 再生 廃棄処理
リサイクルシステムの管理運営	- 加盟国政府は、18ヶ月以内（2002年4月まで）に本指令を遵守するのに必要な国内法律、規制及び行政規定を発効させる（自国法の改正、又は制定） - 関連業者がELV回収・処理の施設、システムを構築するために必要な措置を講じる < 加盟国政府の役割 > 全てのELVが公認処理施設に引き渡されることの保証 処理業者の公認制度の保証（処理施設は、所管官庁の許可取得又は登録を義務づける） 最終所有者に負担をかけないELV回収の保証（処理施設でのELVの引渡が最終所有者の負担なしに実施されることを保証） 製造業者が回収・処理費用の全てまたは相当部分を負担するシステムの保証（2002年7月1日以降に販売される自動車、及び、2007年1月1日以降に発生する全ての廃車が対象） リサイクルの目標の設定 < リサイクル可能率 > ・E U車両型式認証指令（70/156/EEC）を2001年末までに修正し、修正後3年目以降に市場に出す車両から型式認証化 ・リサイクル可能率：95%以上（うち、エネルギー回収10%以内） < リサイクル実効率 > ・2006年1月～再使用＋リサイクル 80%以上 再使用＋リカバリー 85%以上 ・2015年1月～再使用＋リサイクル 85%以上 再使用＋リカバリー 95%以上 リサイクル性の認証要件導入 E U委員会へ3年毎に状況を報告 解体証明書の提示を前提とした抹消登録制度の設定（一時的な抹消登録は容認）

生産者の役割	回収への関与	・なし ただし、関連事業者と協力してELV回収・処理するためのシステムを設けること
	リサイクルへの関与	・なし ただし、以下の対応が必要 リサイクル促進のため、解体業者に対して情報提供を実施（特に有害物質） 構成部品材料コード基準の使用
	費用負担	回収・処理費用の全てまたは多くの部分を負担 ・2002年7月1日以降に販売される自動車 ・及び、2007年1月1日以降に発生する全ての廃車が対象 「多く部分（a significant part）」に関しては、significantの解釈に関し、欧州でも、「多く」から「意味のある」まで幅広い解釈があり、各国で議論されている。 公認処理施設の設立協力（協力範囲は各国内で決定）
	製品設計	・リサイクル性を配慮した設計と製造 ・リサイクル材使用量の増加 ・鉛、水銀、カドニウム、及び六価クロム等の環境負荷物質の使用を条件付きで制限（2003年7月以降の販売車は、原則として、鉛、水銀、カドニウム、及び六価クロムの使用を禁止） ・自動車のリサイクル性、リカバリー性の向上 ・構成部品材料コード基準の使用
	情報提供	・リサイクル関連データ等に関する情報公開 （液抜き容易性、解体性、リサイクル性、リサイクル率達成度等）
関係者の役割	関係事業者	・（製造業者と協力して）ELV及び中古部品の回収・処理システムを設ける
	（公認）解体業者	適正な解体処理の実施 ・解体前に有害な材料の取り外す：バッテリー、エアバッグ、各種オイル等 ・リサイクル促進のため構成部品を取り外す：触媒、ガラス、バンパー等 解体証明書の発行 抹消登録手続の実施
	自動車登録管理官庁	・解体証明書の提示を条件とする抹消登録手続の実施
	消費者	・（政府により許可、登録を受けた）公認業者への確実な引渡し

- 製造業者の定義(2条-3)：製造業者とは車両製造業者又は加盟国への職業的車両輸入者を指す
- 関係事業者の定義(2条-10)：ELVとその構成部分及び材料の製造業者、流通業者、回収業者、自動車保険会社、解体業者、シュレッダー業者、再生業者、再利用業者、及びその他の処理業者を指す
- 製造業者及び関連事業者の回収への対応と費用負担
(5条-1)関連事業者は技術的に実行可能な限り、ELVと乗用車を修理した際に取り外した使用済み部品を回収するためのシステムを設けること
(5条-4)(加盟国は)製造業者が本措置の実現に要する費用の全額または相当部分を負担するかあるいは第1段に記したのと同じ条件で（車両の市場価値がゼロ又はマイナスになったときに公認施設への車両の引渡し最終所有者に負担をかけずに行われることを保証）ELVを引き取ることを保証するために必要な措置を講じるものとする